

入会前に
必ずご一読ください！

苫小牧市放課後児童クラブ入会のしおり
(管理運営規程 兼 重要事項説明書)



とまチョップ
©2011 苫小牧市

苫小牧市健康こども部青少年課

〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所 1階 16番窓口

電話 (0144) 32-6759 (直通)

FAX (0144) 32-5578

H P http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/group/group_165.html

はじめにお読みください

- 苫小牧市放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）は、保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童のために適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として開設しています。

保護者がどちらか一方でも在宅の日（在職証明書に基づく日及び時間）には放課後児童クラブの利用はできませんので、家庭で一緒に過ごしてください。

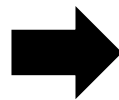
- このしおりには、放課後児童クラブの入会手続、利用方法、利用料等について記載しています。お申込みの前によく読んで、その後も保管してください。

事実と異なった内容の申請書、証明書を提出された場合、入会取消となりますのでご理解ください。

- 臨時休業及び災害時の際の開室状況については、苫小牧市公式HPでお知らせいたします。

なお、臨時休業等利用の際は保護者の送迎が必須となります。

右のQRコードを読み取ることで、
開室状況のページを表示できます。



- 放課後児童クラブでは、支援が必要な児童へ適切な対応をするために、入会前及び入会後に面談を実施させていただきます。

放 課 後 児 童 ク ラ ブ 運 営 に つ い て

1 事業の目的及び運営の方針

苫小牧市放課後児童クラブは、利用している児童に対し、安全な生活の場を提供し、遊びを主とする活動を通じてその健全な育成を図ることを目的とし、保護者が就労等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、健全な育成を図ることを方針としています。

2 放課後児童クラブ運営体制

放課後児童クラブ	実施主体	苫小牧市 (健康こども部青少年課担当)
	放課後児童支援員	2名以上
小学校内等児童クラブ	運営主体 (委託業務受託者)	シダックス大新東ヒューマンサービス 株式会社 北海道支店
	連絡員※	児童クラブ設置小学校教頭
児童センター内児童クラブ	運営主体 (委託業務受託者)	シダックス大新東ヒューマンサービス 株式会社 北海道支店

※連絡員（教頭先生）は、クラブ運営に関する問い合わせ等には対応しておりません。

3 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
放課後 児童支援員 (各クラブ)	2名以上	① 児童の出席確認、状況の把握 ② 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性を培うこと ③ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けとその力を身につけさせること。 ④ 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図ること ⑤ 保護者・家庭との日常的な連絡、情報交換及び家庭生活の支援 ⑥ 地域の関係機関・団体との連絡、調整 ⑦ 児童の状況に関する学校との情報交換、連絡、調整 ⑧ 会議・打ち合わせ等による支援内容の検討、情報共有 ⑨ 児童の様子及び育成支援の記録 ⑩ 行事や活動の企画と記録 ⑪ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等 ⑫ 補助員への指導・助言

職種	員数	職務の内容
補助員 (各クラブ) (必要となった場合に配置)	必要な員数	① 児童の出席確認、状況の把握の補助 ② 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性を培う援助の補助 ③ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けとその力を身につけさせることの補助 ④ 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図ることの補助 ⑤ 児童の様子及び育成支援の記録の補助 ⑥ 行事や活動の企画と記録の補助 ⑦ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等の補助 ⑧ 放課後児童支援員の指導・助言の下で行う補助業務

4 開室時間及び開室日

通常開室日（月～金）		放課後～１８時３０分
学校行事等の当日（日曜・祝日除く）		
土曜日、長期休業期間		７時４５分～１８時３０分
学校行事等（運動会等）の振替休業日、 開校記念日（平日の場合）		
学校の臨時休業（前日までに確定した場合）		
学校の臨時休業 （当日に確定した場合）	小学校内等児童クラブ	１２時４５分～１８時３０分
	児童センター内児童クラブ	９時～１８時３０分

※利用予定が無い場合は早めに閉室する場合があります。

※土曜日、長期休業期間等で７時４５分からの利用予定がない場合は、利用児童の出席に合わせて開室時間を繰り下げる場合があります。

※暴風警報等の学校の臨時休業の際の利用は、保護者の送迎が必須となります。開所時間中に支援員等と対面での引き渡しをお願いします。開室時間前に児童のみを駐車場に降ろして立ち去ることのないようにしてください。

※児童が全員帰宅した場合、閉室を早める事があります(児童センターは１７時まで開館)。

※土曜日ご利用の際は、前日までにハグノートまたは、連絡帳でお知らせください。

※宿泊研修や修学旅行等の体力回復日にクラブを利用する場合は、通常開室日の放課後からとなります。

※通常開室日等にインフルエンザ等で学級閉鎖等になった場合は、対象児童は、閉鎖期間中児童クラブへの来室も停止となります。

※日曜・祝日は学校行事（運動会・参観日等）がある場合も閉室です。

5 休室日

(1) 日曜日・祝日・年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）

(2) 臨時休室日

- ① 伝染病（インフルエンザ等）の事由により、学校閉鎖となる場合
- ② 災害及び地震発生時で、特に移動に危険が伴うと判断される場合（避難勧告、通行止め等発令時）
- ③ 休室が適当であると苦小牧市長が認めた場合

6 育成支援の内容

放課後児童クラブでは、次の活動を行ないます。

- (1) 児童の健康管理・安全確保・情緒の安定
- (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (3) 遊びを通しての自主性・社会性・創造性を培うこと
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- (5) その他児童の健全育成上必要な活動

7 入会の対象となる児童

放課後児童クラブ1日の流れ（例）



次の全てに該当する児童が対象となります。ただし、定員を超過した場合は入会待ちとなることがあります。

- (1) 小学校1年生から6年生までの児童であること。
- (2) 衣服の着替えやトイレなど、身の回りのことが自分でできる児童であること。
- (3) 次のいずれかの事由により、放課後に帰宅しても保護・指導が受けられない児童であること。

事 由	内 容
1. 保護者の就労 ※求職中の方は、お仕事が決まってから申請してください。	1か月に15日以上かつ3か月以上継続 <u>※次の時間以降、保護者が不在であること</u> 1年生 : 14時 2年生 : 14時30分 3年生以上: 15時(通勤時間30分程度を含む)
2. 母の出産	産前2か月、産後2か月以内であること ※育児休暇中は利用できません。育児休暇終了の前月から申請をお受けします。
3. 保護者の病気	病気、負傷、障害等により長期（1か月に15日以上）にわたり通院または入院していること
4. 家族の介護・看護	同居の親族を常時介護または看護していること
5. 家庭の災害復旧	震災・風水害等の復旧にあたっていること
6. 就労を目的とした通学	就労を目的として職業訓練校や専門学校に通学していること（1か月に15日以上） ※時間については事由1に準ずる
7. 特に市長が必要と認めたとき	

8 利用料について

放課後児童クラブの運営に当たっては、受益者負担の原則に基づき利用料をご負担いただきます。利用料は、主として次の用途に使われます。

- (1) 図書や玩具等の購入
- (2) 光熱水費、電話料金等の維持管理
- (3) 児童クラブ運営にかかる委託料



とまチョップ

9 利用に関する費用

月額 3,500円 (内 おやつ代相当額 1,000円)

※児童センター内クラブにはおやつを提供がありません。おやつ代相当額は不要です。

※アレルギーのある方は各自でおやつ持参となります。保護者がクラブに持参してください。おやつ代相当額は不要です。

※おやつ持参以外の児童は、おやつ相当額をご負担いただきます。

※月の途中に入・退会する場合や当該月に利用がない場合でも、1か月分の利用料及びおやつ代を納入していただくことになりますので、児童クラブの利用が必要のない場合は前月末日までに退会手続きを行ってください。

※おやつ提供時間に児童クラブを利用しない児童は、申請時にご相談ください。

10 納入方法及び納期限

口座振替によるお支払いをお願いします。利用する月の末日に届出口座から引落としとなります。

※当該月末日が土日祝日、年末年始の場合は、翌月最初の平日になります。

※4・5月分については6月末日、6・7月分は7月末日が引落日です。

※手続の時期によっては、納付書でのお支払いをお願いする場合があります。

※残高不足等で振替できなかった場合、納付書をお送りしますので納入をお願いします。再振替することはできません。

納期限（引き落とし日）

利用月	納期限	利用月	納期限	利用月	納期限
4月	6月 末日	8月	8月 末日	12月	12月 末日
5月		9月	9月 末日	1月	1月 末日
6月	7月 末日	10月	10月 末日	2月	2月 末日
7月		11月	11月 末日	3月	3月 末日

※ただし、引き落とし日が土・日・祝日・年末年始の場合は翌営業日となります。

1 1 利用料の免除措置

- (1) 放課後児童クラブ利用料には、免除制度があります。

※おやつ代相当額は免除の対象外です

学校内等児童クラブの例

	区 分	利用料（月額／一人あたり）
①	被保護世帯（生活保護を受給している世帯）	3,500円→1,000円
②	就学援助世帯	3,500円→1,000円
③	2子以上入会世帯（同時期に兄弟姉妹で放課後児童クラブの利用がある世帯）	(1人目) 3,500円 (2人目) 3,500円→2,250円 (3人目以降) 3,500円→1,000円

※被保護世帯・就学援助世帯で2子以上同時入会の場合、全員おやつ代相当額（1,000円）のみをお支払いいただきます。

※2子以上入会世帯で、退会等により1人だけの利用となった場合の利用料は3,500円です。

- (2) 免除申請手続

所定の免除申請書に必要事項を記入して、入会を希望する放課後児童クラブまたは青少年課に提出してください。

苫小牧市放課後児童クラブ条例及び苫小牧市教育委員会の就学援助基準による認定に基づいて、放課後児童クラブ利用料の免除を決定します。このため、免除申請がありました方につきましては、認定の状況について関係部局に照会いたしますのでご了承願います。

※年度の途中で状況が変わり免除対象外となった場合は、速やかにご連絡ください。また、偽りの申請等により免除となった場合は、免除を取り消します。

※免除対象かどうかご確認のうえ申請してください。

※申請に基づいて免除を決定いたしますので、免除区分に該当する場合でも申請手続がない場合は、通常の利用料をご負担いただきます。

※申請があった月からの免除となり遡及はいたしませんので、年度の途中で状況が変わり免除対象となった場合は、速やかに手続をお願いいたします。

1 2 利用料をお支払いいただけない場合について

- (1) 利用料を滞納した場合、文書・電話・訪問等による納付催告を行います。
- (2) 納付催告にも関わらず利用料の滞納が続いた場合、放課後児童クラブの利用を制限します。
- (3) 前年度以前に利用料の滞納がある場合は、入会手続前にご相談ください。

1 3 定員及び実施場所

各クラブの標準利用定員は40人。ただし、植苗児童クラブは20人、大成児童センター、錦岡児童センター、北栄児童センターの児童クラブは60人。

原則として通学先の校区内に開設している児童クラブを利用していただきます。

(※令和7年1月時点 計画)

名 称	実施場所	名 称	実施場所
苫小牧西児童クラブ	苫小牧西小	豊川児童クラブ	豊川小
勇払児童クラブ	勇払小	錦岡児童クラブ	錦岡小
沼ノ端第1児童クラブ 沼ノ端第2児童クラブ	沼ノ端小	泉野第1児童クラブ 泉野第2児童クラブ	泉野小
若草児童クラブ	若草小	明野児童クラブ	明野小
北光第1児童クラブ 北光第2児童クラブ	・未定 ・花園町4丁目 13番16号の 施設	拓勇第1児童クラブ 拓勇第2児童クラブ 拓勇第3児童クラブ	拓勇小
緑児童クラブ	緑小	ウトナイ第1児童クラブ ウトナイ第2児童クラブ	ウトナイ小
大成児童クラブ	大成小	拓進第1児童クラブ 拓進第2児童クラブ	拓進小
清水児童クラブ	清水小	日新児童センター児童クラブ	日新児童センター
美園第1児童クラブ 美園第2児童クラブ	美園小	あさひ児童センター児童クラブ	あさひ児童センター
糸井児童クラブ	糸井小	錦岡児童センター児童クラブ	錦岡児童センター
北星第1児童クラブ 北星第2児童クラブ	北星小	住吉児童センター児童クラブ	住吉児童センター
澄川第1児童クラブ 澄川第2児童クラブ	澄川小	大成児童センター児童クラブ	大成児童センター
植苗児童クラブ	植苗小	北栄児童センター児童クラブ	北栄児童センター

14 緊急時等における対応方法

事業の実施中に、児童の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに児童の保護者に連絡する等の対応をします。なお、状況に応じて先に救急搬送の対応をする場合もあります。

15 非常災害対策

非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

16 虐待の防止のための措置に関する事項

児童の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 当該クラブ職員又は児童の保護者による虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかにこれを関係機関に通報
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

放課後児童クラブ利用上の留意事項について

1 児童の安全確保

- (1) 入会児童の送迎は放課後児童クラブでは行いません。児童の安全を確保するため、できるだけ保護者の方が迎えに来られますようお願いします。
- (2) お迎えが出来ない場合は、学校で指定されている帰宅時間をもとに下表のとおり帰宅させますので、保護者各自の責任において交通安全等の指導を行ってください。また、通学路を厳守するようご指導をお願いします。

利用月	退室・帰宅時間
4月～9月	午後5時までに退室
10月	午後4時30分までに帰宅
11月～1月	午後4時までに帰宅
2月	午後4時30分までに帰宅
3月	午後5時までに帰宅

- (3) 習い事・塾・スポーツ少年団等、自宅以外へ児童クラブから通う場合、学校の敷地を出た以降は保険の適用外となりますので、保護者の責任において交通安全等の指導を行ってください。また、学校の敷地外での習い事等の終了後、上記の時間以降は児童のみで児童クラブへ戻ることはできませんので、そのまま帰宅させてください。
- (4) 土曜日・長期休業期間等は、安全上、どの学年も保護者の送りを原則としています。ただし、保護者の判断・責任により申し出があった児童のみ、一人来室を認めます。
- (5) 事件の発生、荒天等により、学校において一斉下校等を実施する場合があります。緊急時については、登録児童は帰宅せず『全員』放課後児童クラブで待機となりますので、児童の安全のためにも、帰宅に際して保護者の方が必ず迎えに来られますようお願いします。
- ※北光第1・第2児童クラブにおきましては、学校で待機となります。

2 新1年生の送迎について

新1年生は次の期間、必ず保護者（代理を含む）の送り・迎えが必要です。

- (1) 春4月の長期休業期間・・・保護者の送迎が必要
- (2) 下校指導期間・・・下校指導で帰宅した場合は、保護者の送迎が必要
(入学式後の数日)・・・下校指導でクラブに来室した場合は、保護者の迎えが必要
- (3) 1学期中の学校休業日・・・保護者の送迎が必要

3 児童クラブ利用のルールについて

- (1) 原則、放課後児童クラブでは、昼食等の食事の用意はできません。学校給食のない時には、各自昼食を用意してください。児童の安全のため、昼食時間帯に一度帰宅し、再度来室することはできません。
※昼食代として、児童に現金を持たせることは禁止としております。
- (2) 投薬を含む医療行為は、放課後児童クラブでは行えません。
- (3) 放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象としています。保護者の勤務時間に沿って利用していただき、仕事が休み（年次有給休暇等を含む）の場合は、利用できません。ただし、在宅勤務の場合は利用可能です。
- (4) おやつを持ち帰りは出来ません。ただし、保護者の就労終了時間が15時より早い場合、おやつを食べて帰宅できるよう、15時30分頃までご利用可能です。
- (5) 宿題への声掛けは行いますが、指導や添削はできませんので、ご家庭でお願いします。
- (6) 出欠の連絡は、ハグノートまたは、連絡帳となります。連絡帳を使用し、学校敷地内の児童クラブを利用する児童は、授業終了後児童クラブに寄り、出欠の確認を行います。ハグノートを使用する児童は、欠席時クラブに寄る必要はありません。

4 苦情の対応について

児童の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、原因究明、対応策及び再発防止策を講じます。

放課後児童クラブの入会手続について

放課後児童クラブは、児童の健全育成を図るため、児童福祉法に定められた「放課後児童健全育成事業」として位置づけられたものです。利用に当たっては、児童の気持ち・立場を大切に、家庭内で十分に相談された上で入会手続を進めるようお願いします。

1 申請書の受付について

申請書類は青少年課、各児童クラブ、苫小牧市HPで配布しております。
年度当初から入会を希望する場合、利用申請書の受付期日は次のとおりです。

令和7年2月7日（金）【新1年生については2月20日（木）】まで

- ※定員を超えた場合は、次ページ「6 入会選考における優先順位」により入会者を決定します。
- ※期日以降も随時受付しますが、年度当初からの入会ができない場合があります。
- ※児童センター内児童クラブの入会手続については、直接各児童センターへお問い合わせください。

2 申込書類

記入に当たっては、令和7年3月31日までに申込みの場合は、令和7年4月1日現在の状況を記入いただき、年度途中の申込みの場合は、その時点での状況を記入願います。

1	放課後児童クラブ利用申請書	保護者欄は必要書類等の送付先となりますので、正確に記入願います。
2	クラブから自宅までの略図	地図を貼り付けていただいても構いません。
3	預金口座振替依頼書	利用料のお支払いは口座振替でお願いします。 以前口座登録したことのある方は不要です。
4	放課後児童クラブ利用料免除申請書	利用料の免除を申請する方のみ必要です。 就学援助世帯の免除決定は、苫小牧市教育委員会の就学援助基準による認定確認後、通知します。
5	放課後児童クラブ入会同意書及び誓約書	入会に対する同意書と誓約書です。

《その他、入会理由によって以下の添付書類の提出をお願いいたします》

入会事由	必要書類
1. 保護者の就労	在職証明書 ・シフト勤務の場合はシフト表 ・自営業、個人事業主、フリーランスの場合は、最新の確定申告書の写し (確定申告書の提出が困難な場合は、開業届、営業許可証写し)
2. 母親の出産	母子手帳のコピー (母親の名前が記載されている表紙及び出産予定日記載のページ)
3. 保護者の病気	診断書のコピー (期限の記載がない場合は、提出後6か月を目安に再度提出)
4. 家族の介護・看護	介護保険の認定通知、診断書等のコピー
5. 家庭の災害復旧	罹災証明書
6. 就労を目的とした通学	在学証明書、カリキュラム等

※保護者個々の事由ごとに提出してください（保護者以外の兄弟、祖父母は不要です）。

※パートナーシップ制度利用者は、保護者の概念に含まれます。

※必ず全ての書類を揃えて提出してください。在職証明書が期限までに間に合わない場合、勤務日数・勤務時間等が分かる書類（勤務条件通知書、仮の在職証明書等）を添付してください。

※児童に障がいがある場合は、障がいに係る手帳や診断書のコピーを提出してください。

3 スポーツ安全保険について

放課後児童クラブの活動中の事故については、学校の災害共済給付金は適用になりません。したがって、放課後児童クラブの活動中に発生した事故によるケガ等に対応するため、「スポーツ安全保険」に加入していただきます。

・掛 金 年額800円

・給付内容 【通院】日額1,500円 【入院】日額4,000円 他

4 申込先（利用申請書及びスポーツ安全保険掛金800円）

原則、入会を希望する放課後児童クラブへ保護者が申込みをしてください。

（スポーツ安全保険掛金は利用申請時に現金で納入していただきます。納入後返金できない場合がありますがご了承ください。）

電話・郵送での申込みは不可となります。

スポーツ安全保険の掛金800円は、入会を希望する放課後児童クラブに直接納入していただきます。

※利用申請書の申込みは青少年課でも可能ですが、スポーツ安全保険料の納入はできません。

5 入会の選考及び決定

書類審査等により選考の上、入会の可否の結果を通知します。通知時期は次のとおりです。

年度当初からの入会希望の場合	3月中旬
年度途中からの入会希望の場合	申込みから10日前後

※入会待ち（待機）となった場合、入会可能になった時点で随時ご連絡します。

6 入会選考における優先順位について

定員を超えた場合、次の番号順で優先度を考慮し、空きが出た時点で入会及び入会待ちを決定します。先着順ではありません。

① 学年（低学年を優先）
② ひとり親家庭
③ 特別な支援・配慮が必要な児童
④ 保護者の就労時間・就労日数

<申請時の注意>

- ・原則として通学先の校区内の児童クラブをご利用いただきます。
 - ・入会希望日が5月1日以降の場合、前月から随時申込みを受け付けます。
- 保険の手続上、受入可能までに数日必要になりますので、余裕を持ってお申込みください。

7 入会の取消し

入会が決定された場合であっても次に該当するときは、入会が取消しになることがあります。

- （1） 多数の児童、異学年の児童による集団生活となりますので、入会后一定期間（約1か月間）クラブでの様子を見させていただきます。その上で、児童が集団生活に適さないと認められたとき、あるいは事業の運営上、支障があると認められたときは、退会していただくことがあります。なお、一定期間後であっても、退会していただくことがあります。
- （2） また、事実と異なる申告、証明書を提出された場合や入会の要件を満たさないことが判明したときにも、入会が取り消しになります。

8 入会後の各種変更手続

年度の途中で利用申請書記載の内容に変更があった場合は速やかに支援員に申し出て、所定の手続を行ってください。

(1) 退会手続（提出書類「退会届」）

年度の途中で放課後児童クラブを退会する場合には、所定の「退会届」に必要事項を記入し、利用している放課後児童クラブに提出してください。また、退会した場合でも再度入会が必要となった際は、所定の申請書類により利用申請することができます。

退会手続がない場合は、利用実態が無くても利用料をお支払いいただきます。

※次の事項に該当するときは、退会していただくことがあります。

- ① 家庭状況の変更により、入会の対象となる基準に合致しなくなった場合
- ② 他の児童や支援員に危害等を加えたり、悪態、暴言等で他児に影響を及ぼすとき、クラブ内の備品等を破壊したり、再三にわたり注意されたことを守れない場合
- ③ 正当な理由無く1か月以上利用がない場合
- ④ 保護者の迎えが恒常的に閉室時刻（18時30分）を過ぎた場合
(放課後児童クラブの利用中に、保護者が止むを得ない事情で求職活動をする必要が生じた場合は1か月間のみ退会を保留といたします。ただし、自己都合等での退職は除きます。)

(2) その他の手続

変 更 事 項	提 出 書 類
勤務先・勤務条件が変更になった場合	在職証明書
住所や電話番号等が変わった場合	住所・氏名等変更届、略図

※勤務状況確認のため、年度途中に在職証明書を再提出していただく場合がありますので、ご承知ください。

<長期休業期間のみの利用について（特例措置）>

放課後児童クラブは通年での利用を基本としていますが、利用人数に空きがある場合、春・夏・冬休みの長期休業期間が該当する月のみ利用したい方の申込みについては、特例措置として以下のとおり受け付けます。受付期間になりましたら、HPおよび学校で案内を配布いたします。

受付期間	夏休み（ 7・8月）	…	6月上旬から
	冬休み（12・1月）	…	11月上旬から
	春休み（ 3・4月）	…	2月上旬から

※長期休業期間のみ利用する場合は、保護者の就労時間の要件について「正午まで」に緩和します。

※新一年生の春休み該当期間の申込みについては、給食開始前まで利用できます。

※通常期間で利用中の方については、申請は不要です。

※原則として通学先の校区内に開設している児童クラブを利用していただきますが、定員超過の場合には近隣のクラブ等を利用していただくこともあります。

※利用料の日割りはございませんので、該当する月の分の利用料をお支払いいただきます。

※おやつ時間より前に必ず帰宅可能な児童は、おやつ代相当額を免除します。

《不明な点及び詳細につきましては、以下までお問い合わせください》

苫小牧市放課後児童クラブ

【実施主体（担当課）】

苫小牧市健康こども部青少年課

TEL 0144-32-6759

小学校内等児童クラブ

【運営主体（運営業務受託者）】

シダックス大新東ヒューマンサービス 株式会社

北海道支店 苫小牧営業所

TEL 0144-31-5517

児童センター内児童クラブ

児童センター名	電話番号	運営主体（運営業務受託者）
大成児童センター	0144-75-1841	シダックス大新東ヒューマンサービス 株式会社 北海道支店
あさひ児童センター	0144-35-6393	
住吉児童センター	0144-36-1448	
錦岡児童センター	0144-82-7371	
日新児童センター	0144-76-6655	
北栄児童センター	0144-82-7069	

●お迎え時間の厳守について

閉室時間は18時30分です。放課後児童クラブは主に学校の施設・敷地をお借りして運営しており、警備の関係上におきましてもお迎え時間の厳守をお願いします。

※お迎え遅れが続いた場合、児童クラブの利用を制限する場合があります。

●保護者のお迎えが間に合わない場合

苫小牧市ファミリー・サポート・センター（連絡先 0144-84-7266 教育・福祉センター2階）を利用されるようお願いします。利用される場合は、事前の登録が必要です。

有料ですので、詳細は苫小牧市ファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。

●民間の放課後児童クラブについて

苫小牧市が設置する放課後児童クラブのほか、民間設置の放課後児童クラブが市内に2か所あります。詳細につきましては、以下の連絡先に直接お問い合わせください。

クラブ名	住所	連絡先
苫小牧じゃがいもクラブ	桜木町3丁目1番4号	0144-75-7804
幼稚舎あいか	柳町4丁目9番17号	0144-53-0021